

議員提出議案第24号

雇用の安定と公正な処遇を求める意見書

上記の議案を提出する。

平成26年10月17日

提出者

1 番	むらまつ 勝康	7 番	江 口 ひさみ
8 番	山 本 ひろみ	9 番	向 江 すみえ
1 0 番	天 野 ゆうや	1 1 番	中 江 秀 夫
1 2 番	おりかさ 明実	1 3 番	小 山 たつや
1 4 番	牛 山 正	1 5 番	く ぼ 洋 子
1 9 番	かわごえ 誠一	2 0 番	工 藤 きくじ
2 1 番	会 田 浩 貞	2 2 番	大 高 拓
2 3 番	中 村 けいこ	2 8 番	黒柳 じょうじ
2 9 番	上 村 やす子	3 0 番	三小田 准 一
3 1 番	中 村 しんご	3 2 番	荒 井 彰 一
3 3 番	上 原 ゆみえ	3 4 番	出 口 よしゆき
3 9 番	米 山 真 吾		

葛飾区議会議長 秋 家 聡 明 殿

雇用の安定と公正な処遇を求める意見書

我が国は、働く者のうち約9割が雇用関係の下で働く「雇用社会」である。

この「雇用社会日本」の主人公である雇用労働者が、安定的な雇用と公正な処遇の下で安心して働くことができる環境を整備することは、デフレからの脱却、ひいては日本経済・社会の持続的な成長のために必要である。

しかしながら、現在、政府内に設置された一部の会議体では、「解雇の金銭的解決制度」や「ホワイトカラー・イグゼンプション」の導入等、労働者の安定的な雇用や処遇が損なわれる恐れのある議論がなされている。

また、産業競争力会議の分科会の提言では、労働保護ルールに留まらず、労働政策に係わる基本方針の策定のあり方にも及んでいるが、雇用・労働政策は、ILOの三者構成原

則に則り、労働政策審議会においても議論すべきものであると考える。

よって、本区議会は国会及び政府に対し、こうした現状を鑑み下記の事項を実施するよう強く求めるものである。

記

- 1 規制改革にあたっては、使用者側と労働者側の双方の意見を踏まえた議論に基づいて検討を行うこと
- 2 低賃金や低処遇のままの派遣労働の拡大にならないよう、より安定した直接雇用への誘導と派遣労働者の処遇改善に向けた対応を行うこと
- 3 雇用・労働政策に係わる議論はILOの三者構成主義に則って、労働者代表委員、使用者代表委員、公益委員で構成される労働政策審議会において慎重に検討を行い、雇用労働者が不利益を被ることなく、安心して働くことができる法と施策を整備すること以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。